

大分県障がい者計画について

第1 計画策定の趣旨等

- 趣旨**：障がい者施策を総合的に進めるための基本方針及び障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画
- 策定根拠**：障害者基本法第11条、障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22
- 計画期間**：平成31(2019)年度～2023年度（5年間）
- 位置づけ**：国の障害者基本計画（第4次）等を参考にして策定する県長期総合計画の部門計画
大分県障がい者基本計画（第5期）・大分県障がい福祉計画（第5期）・大分県障がい児福祉計画（第1期）

第2 計画のポイント

1 策定にあたって

- 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例(H28.3)」の理念を反映
- 第18回全国障害者芸術・文化祭及び2020東京パラリンピックを契機とする取組を継承
- 障がい当事者等の意見を丁寧に聴取して反映
- 新たな基本計画とH29年度に策定した福祉計画を修正・統合して一体的に策定

2 基本理念

- 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
- 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
- 障がいを理由とする差別のない社会の実現

第3 施策項目

1 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がい者の権利擁護の推進

2 地域生活支援

- 相談支援体制の整備
- 障害福祉サービス提供基盤の整備
- 在宅サービス等の充実【成果目標と活動指標】
- 障がい者の地域生活移行への支援
- 障がいのある子どもへの支援【成果目標と活動指標】
- 障がいのある子どもの家庭への支援
- 福祉介護人材の育成・確保
- 福祉用具等の活用促進
- 情報・コミュニケーションの支援

3 保健・医療の推進

- 障がいの早期発見・早期支援
- 医療・リハビリテーションの充実
- 精神保健・医療施策の推進
- 難病患者の医療と療養生活の確保

4 教育の振興

- 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備
- 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

5 雇用・就労、経済的自立の推進

- 障がい者雇用の促進
- 障がい者の職業能力の開発
- 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
- 福祉的就労の底上げ
- 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築【成果目標と活動指標】

6 芸術文化活動・スポーツの推進

- 芸術文化活動の振興
- スポーツ等の振興

7 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

- 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進
- 住宅・公共施設等の整備
- 移動・交通手段の確保
- 防犯対策の推進
- 防災対策の推進

※ は障がい福祉計画又は障がい児福祉計画が含まれる部分

※大分県庁ホームページにて同計画を公表しています。
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/shougaishaikaku.html>